七級	六級	五級	四級
	視力の良い方の眼の視力が〇・三以上〇・六以下かつ他方の眼の視力が〇・〇二以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が〇・二以下かつ他方の視力が〇・〇二以下のもの 2 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4 両眼開放視認点数が七〇点を超えかつ一〇〇点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が〇・〇八以上〇・一以下のもの（三級に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下のもの 3 両眼開放視認点数が七〇点以下のもの
	1 両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上のもの（耳介に接して使用するメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの		1 両耳の聴力レベルが八〇デシベル以上のもの（耳介に接して使用しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
		平衡機能の著しい障害	
			音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の手関節、肘関節又は肩関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
1 両下肢のすべての指の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して三センチメートル以上又は健側の二十分の一以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して五センチメートル以上又は健側の十五分の一以上短いもの	1 両下肢のすべての指をかくもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して、一センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの
		体幹の機能の著しい障害	
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	不随意運動・失調等により上肢の機能が劣るもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
下肢に不随意運動・失調等を有するもの	不随意運動・失調等により移動機能が劣るもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの